

困ったやなあ

に答えます

# 佐々木知子の 法律相談



佐々木知子  
ささきともこ

---

弁護士  
帝京大学法学部教授

叔母から後見人に指名されましたが、  
知らないことばかりで不安です…

50代女性。叔母のことのご相談です。

叔母は80歳になります。5年前に夫を亡くし、子供はいません。2人きりの姉妹で、姉たつた私の母親は昨年亡くなつてしましました。

それから叔母も、今後のことを考えるようになったのでしょ  
う。先日私をわざわざよんて言  
うには、任意後見契約というの  
があつて、私に後見人になつて  
もらえないだらうかと。

叔母は学歴もあり、頭の良い  
人で、資産も家屋敷や預貯金  
などそれなりにあります。ぼけ  
るとも思えないので、人間  
いつどうなるか分からないので、

今まだしつかりしているうちに、自分の信頼できる人を選んでおけば、いざというとき安心だからと。一緒に公証役場に行つて手続きをし、あらかじめその旨の登記をしておくのでちょっと面倒だけど、もちろん費用は叔母が持つし、月々いくらかは支払うのでということでした。

たしかに本当にぼけてしまって、身内が成年後見の申立てをしてその人が代理人になるとい

うことはよく聞きます。私が思うに叔母は、もしいざそうなつた時に私の兄が後見人になつたら困るので、あらかじめ私になつてもらおうとしているのではなかと。兄は放蕩者で、叔母はまるつきり信用していません。

叔母には子供の頃からよくしてもらつてるので、願いを叶えてあげたいとは思うのですが、なにせ知らないことばかりなので、不安です。

不安なのはごもつともだと思  
います。なにせまだ任意後見制  
度も発足して10年余り、それな  
りに利用者が増えてきていると  
はいえ、まだまだですか。

するもの）には裁判所が後見人を選ぶ法定後見と、自分で選ぶ任意後見の2種があります。前者は最近よく知られるようになります。でも叔母様がおつしやる通り、頭のまだしつかりしているうちに、自分が信頼できる人をあらかじめ後見人に選んでおくのは見識のあることだと思います。

後見人に指名されるのは信頼されている証拠。  
思いますが、叔母様の願いを実現させてください。

だし、逆にその時までであれば合意による契約解除も一方的な解除も可能です。

司法書士など第三者から選ばれることになると思います。もちろん報酬額も決まります。

大事なことは、家裁に後見監督人の選任を申し立てる際にも原則本人の同意が要るので、本人が完全にぼけてしまえば、それも出来なくなってしまうということです。そうなればあとは法定後見によらざるをえなくなります。ただその場合でもご相談者が家裁に法定後見を申し立てて、自らを後見人に認めてもらえばよいと思います。

もちろん成年後見人は相続とはまったく別の話なので、も

し叔母様が遺言を書かなければ  
遺産はお兄様と相談者の折半に  
なります。将来をきちんと考え  
ておられる叔母様のこと、きつ  
とそれもお考えのことだと思い  
ますが、姪甥には遺留分がない  
ので、そのように遺言するのは  
簡単なことです。自筆証書遺言  
でも公正証書遺言でも効果は同  
じです。

いろいろと大変なことだと思います  
が、私は最近、人間頼ら  
れているうちが花と思うようにな  
りました。叔母様の老後が  
満ち足りたものになりますよう  
祈っています。

